

令和8年度

# パテントコンテスト募集要項

## 君のアイデアが世界をつくる。 君のひらめきを。

皆さんのアイデアで社会や暮らしをより良くし、未来を切り拓く。そのような体験の機会を提供するため、本年度もパテントコンテストを開催します！

パテントコンテストでは、日本の次世代を担う生徒、学生等の皆さんが自ら考え出した発明の中から、優秀な作品を表彰します。

受賞者は、知的財産権制度の専門家である弁理士のアドバイスのもとに、実際に特許庁への特許出願を体験することができます。特許出願等に必要な費用（特許出願料、電子化手数料、審査請求料及び特許料（第1～3年分））について、主催者が負担します。

このコンテストを通じて、皆さんの知的財産マインドが高まること、知的財産権制度の理解が深まることを期待しております。皆さん奮ってご応募ください！

### 1 応募期間

令和8年6月22日（月）～9月25日（金）

<応募締め切り>

- (1) Web 応募：令和8年9月25日（金）23:59まで（Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。）
- (2) オンラインストレージ応募：令和8年9月25日（金）23:59まで（運営事務局へアップロード完了報告を行った時点で応募完了となります。）
- (3) 郵送応募：令和8年9月25日（金）消印有効

### 2 応募資格

応募者全員が、日本国内の学校及び大学校に在籍する以下のいずれかに該当する生徒、学生等であること。ただし、学士相当の学位を授与された者でないこと。また、社会人経験を有しないこと。

応募資格	
高校生	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部に在籍する生徒
高等専門学校生	高等専門学校に在籍する学生
大学生	大学又は短期大学に在籍する学生（修士課程又は博士課程に在籍する者を除く）
専修学校生	専修学校に在籍する生徒
大学校生	法令で設置が定められた大学校に在籍する者（在籍することによって給与等を受けている者を除く）

### 3 応募内容（応募するアイデアの要件）

- (1) 「特許法に定める発明」であること。  
※ゲームのルールなど人為的な取決めや、単なる自然法則そのもの、フォークボールの投げ方などの技能等は特許法上の「発明」には該当しません。
- (2) 応募者の創作であること（他人のアイデアではないこと）。
- (3) 公に発表されていないこと。  
※「公に発表」とは、学外でのプレゼン、他のコンテストでの受賞に伴う発表、HP や SNS への掲載、取材によるメディアへの掲載、など、不特定多数の人を対象とした発表を指します。学内発表や、他コンテストへの応募は「公に発表」に該当しません。
- (4) 本コンテストとは無関係に既に特許出願等を行ったものでないこと。

### 4 応募方法

- ① 以下のコンテスト特設サイトから「発明提出書」をダウンロードしてください。
- ② 応募の手引きを参考にして、ダウンロードした発明提出書に、自身が考えた発明のアイデアについて必要事項を記入し、PDF 又は Microsoft® Word（拡張子.docx）形式で保存してください。
- ③ 先行技術調査により発見した「先行技術文献」を、文献ごとに別ファイルとして、PDF 形式で用意してください。
- ④ コンテスト特設サイトから Web 応募フォームへアクセスし、必要事項を回答した上で、「発明提出書」及び「先行技術文献」のファイルを、提出してください。  
Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。応募締め切りは、令和 8 年 9 月 25 日（金）23：59 までです。応募書類提出時に自動送信される確認メールが届かない場合は、迷惑メールをご確認の上、コンテスト運営事務局までお問い合わせください。

【特許コンテスト・デザイン特許コンテスト特設サイト】

<https://www.inpit.go.jp/patecon/index.html>



※オンラインストレージ又は郵送による応募方法については、応募の手引きの「2 応募の流れ」をご覧ください。

※メールやファクシミリ等による提出、実物見本・ひな形の提出は受け付けておりません。

### 5 応募上の注意点 【重要！】

・ **特許コンテストへの応募は 1 人 1 件とします。**

（特許コンテスト・デザイン特許コンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞は特許・デザインいずれかの一部門のみとなります。）

- ・応募後も、選考結果発表（受賞者については出願完了）までは、応募作品の内容を公表しないことを強く推奨します。せっかく受賞して出願支援対象となっても、出願前に応募作品の内容が公表されていると、特許権の取得に支障をきたすおそれがあるためです。
- ・応募後にやむを得ず作品内容を公表した場合は、「いつ」、「どこで」、「どのような形で」、公表したかについて把握し、受賞後は出願支援を担当する弁理士に必ず相談してください。
- ・本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に特許出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・複数の者が協力して創作した発明を応募する場合は、**真の発明者（アイデアを具体化した者。一般的なアドバイスや指導をした教職員等は発明者に含まれません。）を全員記載**してください。また、複数人（複数の発明者）での応募の場合、担当教職員に特許出願に関する法定代理人（親権者）の同意を人数分取りまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。応募後の発明者の追加はできません。
- ・応募資格を有しない者と協力して創作した発明の応募は認められません。
- ・高等専門学校生、大学生、専修学校生、大学校生は、研究活動等に関連するアイデアを応募する場合、ご自身の学校における発明等に関する取扱いの規定等を事前に確認するとともに、本コンテストに応募することを指導教員等と相談してください。
- ・応募書類に記入いただいた事項等について、運営事務局から応募者に確認をさせていただきます場合がございます。
- ・応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・応募の際はパテントコンテスト用の様式で提出してください。**毎年誤ってデザインパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。**
- ・学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マインドの向上と、知的財産権制度への理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 6 主催

文部科学省  
特許庁  
日本弁理士会  
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

## 7 後援

世界知的所有権機関（WIPO）

## 8 賞

- ① 優秀賞（特許出願支援対象）
- ② 特別賞（①優秀賞の受賞作品の中から選出）
  - 選考委員長特別賞
  - 特許庁長官賞

- 日本弁理士会 会長賞
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長賞
- 文部科学省 科学技術・学術政策局長賞
- WIPO 賞
- 時代を映す鏡賞

## 9 審査・発表・表彰式

### (1) 審査及び審査基準について

応募された作品は、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会が選考を行います。選考は、①「第一次事前審査」（特許法上の発明であるか、産業上の利用可能性があるか等の審査）、②「第二次事前審査」（先行技術の有無、発明の完成度、製品化等の実施可能性の審査）、③「最終審査」（独創性の審査）を経て総合的な判断によって行われます。

### (2) 選考結果発表について

選考結果はコンテスト特設サイトで発表します。第二次事前審査を通過した作品を11月中旬頃に、また、最終審査を経て優秀賞（特許出願支援対象）の受賞が確定した作品を12月上旬頃に発表する予定です。

各賞に選ばれた応募作品、第二次事前審査を通過した応募作品については、発明の名称、発明者氏名等をコンテスト特設サイト上で公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

なお、選考過程等に関するお問合せにはお答えできません。

### (3) 表彰式

令和9年3月に東京都内で表彰式を開催する予定です。

過去の表彰式の様子は以下の URL をご覧ください。

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/topic/index.html>

## 10 選考委員会

パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会は、主催者及び学識経験者で構成されます。

令和8年度選考委員会の構成は未定です。令和7年度は以下の構成により選考を行いました。

(令和7年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会)

委員長	吉野 彰	旭化成株式会社名誉フェロー
副委員長	飯田 昭夫	日本弁理士会 知的財産支援センター パテントコンテスト事業部 運営委員
委員	佐藤 弘喜	千葉工業大学 創造工学部デザイン科学科 教授
委員	江口 敏彦	公益社団法人全国工業高等学校長協会 事務局次長
委員	松本 佳久	独立行政法人 国立高等専門学校機構 本部事務局 研究総括参事
委員	向林 伸啓	日本弁理士会 知的財産支援センター 副センター長

		パテントコンテスト事業部
委員	中村 忠則	日本弁理士会 知的財産支援センター パテントコンテスト事業部 部長
委員	柳澤 智也	特許庁 総務部 企画調査課 課長
委員	久保田 大輔	特許庁 審査第一部 意匠課 課長
委員	渡邊 純也	特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
委員	松原 陽介	世界知的所有権機関 日本事務所 参事官
委員	福田 聡	独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監

## 1.1 選考後について

- ・優秀賞（特許出願支援対象）に選考された作品については、相談員としての弁理士による個別指導を経て、**応募者が**出願書類を作成し、特許庁に特許出願及び審査請求をすることができます。特許出願料、電子化手数料、審査請求料及び特許料（第1年～第3年まで）は、主催者において負担します。
- ・特許出願後、特許庁から通知（拒絶理由通知等）があった場合は、通知の内容の説明と、応答書類（意見書等）の作成と提出に関し、弁理士による個別指導が受けられます。
- ・特許出願書類及び応答書類の作成等に関する指導には、生徒、学生等の在籍する学校等の協力が重要です。学校等施設の利用、時間調整等のご協力をお願いいたします。
- ・優秀賞（特許出願支援対象）に選考され、特許出願しても、特許庁審査官による審査の結果、特許権を取得できないことがありますので、ご承知おきください。
- ・応募者が未成年（18歳未満）である間は、特許出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）による同意及び手続が必要となります。
- ・特許出願時の出願書類に記載した事項（住所・法定代理人の有無等）は、特許出願の公開又は登録後、閲覧請求の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・**特許出願をした応募者が最終学年の生徒、学生等の場合には、卒業後も連絡がとれるようにしてください。**弁理士からの連絡ができなくなると、特許庁からの通知に対する応答期限を過ぎてしまい、特許権を取得できなくなることがありますのでご注意ください。
- ・応募後に応募作品に関する公表を行った場合は、出願支援を担当する弁理士に必ず相談してください。

## 1.2 個人情報の取扱い、著作権について

パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会では、以下に示す条件の下で応募者の個人情報及び著作物を利用します。コンテストに応募いただいた時点で以下の取扱いについて同意いただいたものとしますので、あらかじめご了承ください。

### 【個人情報及び著作物の利用の条件】

#### （1）利用目的

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの運営のため
- ② パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト並びに知的財産権制度の普及啓発を図るため
- ③ 個人を特定しない形式の統計情報等の作成及び公表のため

## (2) 利用情報の範囲

- ① 「発明提出書」記載の各項目に記載された内容
- ② 発明者の氏名
- ③ 在籍機関の名称（応募時点）
- ④ 学部・学科・学年（応募時点）
- ⑤ 表彰式等の集合写真、ポートレート等の創作者の写真
- ⑥ 特許出願状況
- ⑦ アンケートや応募時の確認事項等への回答の内容
- ⑧ 住所、電話番号、メールアドレス

## (3) 利用の形態

- ① 主催者・後援者又は主催者・後援者が許可する者の発行する機関紙、ホームページ等への掲載
- ② 新聞、テレビ等のマスメディアへの開示
- ③ 主催者による普及啓発活動において学校等へ提示する資料への掲載
- ④ 主催者事業に関する情報のご案内

## (4) 利用情報の訂正

自己に関する個人情報に関し、当該応募者又はその法定代理人から書面による訂正の申出があったときは、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局は、その管理する利用情報及びホームページ掲載の利用情報を遅滞なく訂正します。

## (5) 第三者への開示・提供

次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

- ① 本人の同意がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務請負先に開示又は提供する場合  
※この場合は、個人情報の取扱いに関する契約の締結等により、当該業務請負先において個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要かつ適切な監督を行います

## 13 その他

### (1) 特許料の納付について

特許庁審査官による審査の結果、特許として認められた案件については第1～第3年までの特許料を主催者により負担し、権利化を図ります。なお、主催者は、第4年以降の特許料は負担しません。第4年以降も権利の存続を希望される場合、特許料は応募者による負担となります。特許関係の料金については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

### (2) 特許出願支援の中止について

優秀賞（特許出願支援対象）に選考された発明が次のいずれかに該当する場合は、主催者の判断により特許出願支援を中止することがあります。

- ① 応募者の特許出願への意欲が喪失したと認められる場合。
- ② 特許出願が当該年度3月末を過ぎて相当の期間を経過しても完了しない場合。

- ③ 相談員としての弁理士が相当の努力をしたにもかかわらず応募者との連絡を取ることができない場合。
- ④ 出願手続きが完了するまでに発明が公表された場合。
- ⑤ 本コンテストとは無関係に既に特許出願されていた場合。
- ⑥ 下記（３）の規定に基づき優秀賞の受賞が取り消された場合
- ⑦ 「３ 応募内容（応募するアイデアの要件）」に反するなど、特許出願支援を中止とすべき事実が判明した場合

### （３）受賞の取消しについて

募集要項の内容に違反することが判明した場合、主催者の判断により、選考結果発表後であっても受賞を取り消す場合があります。

### （４）コンテスト応募前の相談について

知的財産権制度等についての無料相談窓口が、各機関において用意されています。応募に際し、積極的な活用を推奨いたします。なお、応募書類の記載方法等、本コンテスト自体に関するお問い合わせは、「１４ お問い合わせ先」までお願いいたします。

- ・【日本弁理士会】無料相談のご案内  
[https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free\\_consultation/](https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/)
- ・【特許庁・INPIT】知財総合支援窓口  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>
- ・【INPIT】産業財産権相談サイト  
<https://faq.inpit.go.jp>

### （５）係争時の対応について

本コンテストにより特許出願した発明が、第三者による無効審判等の対象となった場合、あるいは第三者を相手取って特許庁に審判又は裁判所に裁判を提起する場合等、係争を生じた場合につきましては、その態様の如何を問わず、主催者は手続の支援・代行、諸経費の負担等関係する一切について応じかねますのであらかじめご了承ください。

特許発明の実施化又はライセンス供与に関する事項、さらに特許庁の審査結果である拒絶査定を不服として拒絶査定不服審判を請求する際も同様です。

## １４ お問い合わせ先

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局  
INPIT（工業所有権情報・研修館） 知財人材部内  
TEL: 03-3581-1101 ex.3907  
（大代表として特許庁につながりますが、内線 3907 で実行委員会事務局につながります）  
E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp（アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・０１）
- ② 令和８年度パテントコンテスト運営支援請負事業者  
※コンテストの事務手続の一部分を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、実行委員会事務局より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社ステージ 内

令和 8 年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

〒108-0022 東京都港区海岸 3-5-1

E-mail: [patentcontest2026@stage.ac](mailto:patentcontest2026@stage.ac)

TEL: 03-5966-5784